# 所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

#### 令和6年2月16日(金)~3月15日(金) 申告期間

## ■所得税の確定申告が必要な人

令和5年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

#### ≪給与収入がある場合≫

- 給与の収入額が2千万円を超える人
- ●主たる給与以外の給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- ●年末調整をされていない人 など

#### ≪給与所得がない場合≫

● 営業・農業・不動産・譲渡などの所得の合計額が、所得控除の合計額を超える人

## ■市・県民税申告が必要な人(所得税の確定申告をされた場合は不要です)

- ●国民健康保険に加入されている人(令和5年中に所得が全く無かった人も含みます)
- ●営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人

## ■確定申告や市・県民税申告の際に、提示や提出をしなければならない書類があります。

申告の直前になって慌てることのないよう、下記の書類は大切に保管しておいてください

- ●マイナンバーカードまたは通知カード
- 給与、公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書
- 住宅ローン残高証明書
- 医療費や医療品等に関する明細書、もしくは領収書 寄附先から発行される寄附金受領証明書など
- ●配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など

#### 【申告にあたっての注意点】

**給与所得者の人へ** 勤務先での年末調整はお済みでしょうか?保険等の控除の漏れや扶養人数に 誤りはありませんか?勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要です。

**年金所得者の人へ** 年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保 険料は、実際に天引きされている人以外は控除として計上することができませんので、注意ください。

障がい等の控除について 自身または扶養親族に障がい等がある場合で、勤務先または年金支払 者へ障がいの申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。

還付申告は1月から提出できます。マイナンバーカードをお持ちで 所得税の還付申告について あれば自宅のパソコンやスマートフォンにて申告の作成、提出ができますので利用ください。

## 扶養控除の重複にご注意ください!!

家族内で複数の人が同じ人を扶養控除にすることはできません。合計所得金額が48万円以下の扶養親族を 誰が扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

**間** 総務部税務課 67-1837